

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

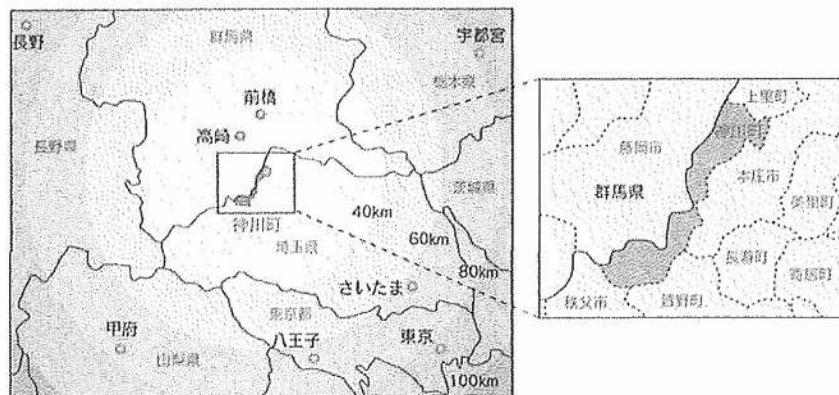
①立地環境・人口等

【立地】

神川町は、埼玉県の北西部に位置し、都心から約 85 km 圈、さいたま市からは約 65 km 圈の距離にある。総面積は 47.40 km²、町の南西部には旧神泉地区の山間地域があり、晩秋に可憐な花をつける「冬桜」で名高い城峯公園、清流神流川の景勝地「三波石峡」など美しい水と緑、実り豊かな大地が広がる自然豊かな町である。また、「梨」の栽培も盛んであり、実りの時期には生産者が直売所を開設し、多くの人々が訪れる。周辺には、北部は上里町、東部は本庄市、南部は秩父山地等を介して秩父市や秩父郡皆野町、西部は神流川を挟んで群馬県藤岡市と接している。

南部は急峻な山間部となっている。そして、北上するにつれて里山から神流川右岸の平坦な地域につながっており、多様な地形を形成している。また、この地域は県立上武自然公園に指定されており、その区域は、当町の 3 分の 2 を占めている。群馬県境にある首都圏の水がめ・下久保ダム（神流湖）、三波石峡の水辺の景観とともに、自然豊かな地域を形づくっている。

図表 神川町の位置図



<神川町の位置>



【人口】

神川町の人口は、昭和 50 年以降は増加を続けてきたが、平成 12 年の 15,197 人をピークにして、17 年後の平成 29 年には 13,865 人と 1 割近く減少している。これは、死亡が出生を上回り自然動態人口が減少に転じたこともあるが、町外から転入する人口が減ったことが大きな要因となっている。

～令和 5 年 4 月 1 日現在～ 総人口：13,083 人、世帯数：5,908 世帯

②想定される災害リスク

(当町で過去に発生した主な自然災害)

平成以降の主な自然災害は次のとおりである。

年 月	主な災害記録
平成 10 年 9 月 (1998)	台風第 5 号により道路が陥没、重軽傷者などの被害が出る。
平成 19 年 9 月 (2007)	台風第 9 号により矢納地内の町道 3 路線の決壊、住宅等 2 棟の倒壊、矢納簡易水道の断水などの被害が出る。
平成 23 年 3 月 (2011)	東日本大震災により、大字二ノ宮・新里地内の民家 18 軒の屋根瓦の一部が崩れる被害が出る。
平成 23 年 9 月 (2011)	台風第 12 号により、渡瀬地内、地すべりによる町道 7220 号線、間知ブロックに亀裂被害が出る。
平成 25 年 9 月 (2013)	台風第 18 号により、倒木等の被害が出る。
平成 26 年 2 月 (2014)	記録的な大雪により、近隣の秩父市で観測史上最大となる 98cm の降雪を観測し、町内においても一時 84 人が交通途絶による孤立状態が生じた。
令和元年 10 月 (2019)	令和元年東日本台風(台風第 19 号)により、町道・林道の崩落、橋梁の流出、公園法面の崩落、河川の越水による浸水被害が出る。
令和 4 年 6 月 (2022)	降雹により、家屋の窓ガラス破損や農作物・農業用施設に被害が出る。

(当町で今後発生が予測される主な自然災害)

【地震：神川町国土強靭化地域計画】

当町が想定している地震は、関東平野北西縁断層帯地震である。群馬県高崎市から延びる深谷断層帯による地震であり、当町は当該断層上に位置している。今後 30 年以内の地震発生確率は、ほぼ 0% ~0.008% とされているが、発生した際には震度 7 を想定しており、甚大な被害が想定されている。

想定される被害は、建物被害(全半壊棟) 1,061 棟、人的被害(死傷者数) 180 人となっている。

【洪水：神川町国土強靭化地域計画、ハザードマップ】

当町が想定している洪水灾害は、利根川水系一級河川神流川の堤防決壊である。神流川の上流には、独立行政法人水資源機構が管理する国内有数の貯留量を誇る下久保ダムが現在、台風等の洪水調節を担っている。

神流川の堤防決壊による浸水想定は、最大規模降雨(烏川流域の 72 時間雨量 579mm) が降った場合である。当町洪水ハザードマップによると、町内を流れる神流川沿い地域は、広範囲で浸水深 0.5m ~ 3.0m、最大で 10.0m ~ 20.0m の浸水が想定される。

【土砂災害：神川町地域防災計画】

当町における地すべり危険個所は 7 か所、土石流危険渓流箇所は 35 か所、急傾斜地崩壊危険個所は 44 か所指定されている。また、土砂災害警戒区域は 79 か所指定されており、その内 72 か所が特別警戒区域に指定されている。

【大雪：神川町国土強靭化地域計画】

当町が想定している大雪災害の規模は、平成 26 年 2 月 14 日～15 日にかけての降雪である。当町においても相当の積雪量となり、多くの農業用ハウス、倉庫、駐輪場及びカーポート等の倒壊という被害が発生した。矢納地区では、84 人が交通途絶による孤立状態に陥った。

【感染症】

近年、新型コロナウイルスによる感染症が複数発生し、当町でも令和 4 年 9 月 26 日時点で延べ 1,278 名が感染した。新型インフルエンザはこれまで世界的に大きな流行を繰り返し、人々の生命・健康に重要な影響を与えてきた。新型コロナウイルスにおいても（再度）感染症の影響が拡大した場合、事業の継続に大きな支障をきたす可能性がある。

（2）商工業者の状況

【事業者数及び小規模事業者数】

平成 28 年経済センサス活動調査では、地区内商工業者は 426 事業所（うち小規模事業者数 325 事業所）であり、小規模事業者の割合が 76.3% を占める地域となっている。商工業者構成比では、建設業 71、製造業 79、卸売業 28、小売業 63、飲食・宿泊業 51、サービス業 100、その他 34 となっており、商業中心となっている。また、工業では児玉工業団地、うめみの工業団地をはじめとして、企業が多く立地している。

業種	事業者数	備考（立地状況等）
建設業	71	多くが災害の少ない地域に分布している。
製造業	79	多くが災害の少ない地域に分布している。
卸売業	28	多くが災害の少ない地域に分布している。
小売業	63	多くが災害の少ない地域に分布している。
飲食・宿泊業	51	比較的、災害が少ない地域に多く分布している。 渡瀬、旧神泉地区に土砂災害警戒区域あり。
サービス業	100	神流川沿にある事業所もある為、浸水の対象あり。
その他	34	
合計	426	

（3）これまでの取組み

①当町の取組み

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づき神川町地域防災計画を策定。計画は、当町の地域に係る災害に関し、町及び防災関係機関がその全機能を有効に發揮し、町民の協力のもとで災害予防・災害応急対策・災害復旧等の災害対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財

産を災害から保護することを目的としている。

計画は、全6編（総則、震災対策編、風水害等対策編、複合災害対策編、広域応援編、事故灾害対策編）及び資料編で構成され、各種災害対策を実施している。

- ・神川町地域防災計画の策定
- ・神川町国土強靭化地域計画の策定
- ・神川町業務継続計画の策定
- ・神川町受援計画の策定
- ・神川町ハザードマップ等の作成配布
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・備蓄倉庫の整備
- ・大規模災害時の市町村間における相互応援協力体制の整備
- ・自主防災組織の設置推進活動
- ・防災行政無線放送の運用
- ・防災情報メールの配信
- ・Yahoo!防災速報アプリを活用した緊急情報の配信
- ・神川町新型インフルエンザ対策事業継続計画の策定

②当会の取組み

【保険対応】

- ・ビジネス総合保険（全国商工会連合会）の周知及び加入促進
- ・総合火災共済（埼玉県火災共済協同組合）の周知及び加入促進

【感染症対応】

- ・事業者に対する各種補助金、給付金等の情報提供

II. 課題

- ・現状では、自然災害・感染症発生時における具体的なマニュアルが整備されていない。
- ・保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

III. 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時における連絡を円滑に行う為、当会と当町との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかに復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年7月1日～令和10年3月31日）

II. 事業継続力強化支援事業の内容

1. 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知及び計画策定支援

①小規模事業者のリスク把握・周知

- ・当会職員による巡回や窓口指導時に神川町ハザードマップや地震ハザードステーション（J-SHIS）等を用いて、事業所立地場所の自然災害等の発生リスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。

②リスク対策の広報周知

- ・町広報、商工会報、会員宛DM、ホームページ、SNS、指導時等において、国や県等の施策の紹介やリスク対策の必要性、事業継続計画（BCP）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・同様にリスクファイナンス対策として、リスク軽減のための損害保険等（自然災害の損害補償や感染症特約付き休業補償など）の概要等を紹介する。

③事業継続計画・事業継続力強化計画の策定支援

- ・専門家を招聘し、「事業継続計画（BCP）」、中小企業等経営力強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定に関するセミナーや個別相談会を開催する。
- ・セミナーや個別相談会に出席した地区内小規模事業者に対して専門家を派遣し、「事業継続計画（BCP）」「事業継続力強化計画」の策定に向けた支援を行う。

④感染症リスクへの対策・環境整備支援

- ・感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

⑤当会職員の支援スキルの向上

- ・事業者のBCP策定支援、保険や共済の重要性について助言する知識やノウハウの向上を図るため、各種研修会へ当会職員を派遣する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和6年度末までに当会の「事業継続計画（BCP）」を策定する。

(3) 関係団体等との連携

- ①損害保険会社等と連携し、地区内事業者を対象に災害リスクに備えた損害保険制度の説明会や個別相談会を開催する。
- ②埼玉県商工会連合会、児玉地区商工会連絡協議会での会合時などに各機関の取組状況等の情報交換を行い、効果的な支援策等を習得し、取り入れを図る。

(4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の進捗について、当会職員が巡回や窓口等で確認し、改善や見直しが必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①地震等の自然災害発生を想定して、当会と当町経済観光課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

2. 発生後の対策

自然災害等の発生時には、自分自身の安全確保を第一とする。身の安全が確保された上で、人命救助を最優先に取り組み、続いて下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡・情報共有を行う。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ①当会連絡網やSNS等を利用して、発生後2時間以内に職員の安否確認及び被害状況の把握を行う。その際には、家族の安否確認も行うほか、業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を情報収集し、当会と当町で共有する。
- ②国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、備品の消毒、職員の手洗いやうがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、埼玉県の対処方針に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

【大規模自然災害】

- ①当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②地震、火災、暴風、豪雨等による被害が発生し、命の危険を感じると職員自身が判断した場合は、出勤せず職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に安全確認を行った上で出勤する。
- ③職員全員が被災するなど応急対策ができない場合は、業務従事できる職員で役割分担を決める。
- ④大まかな被害状況を速やかに確認し、その状況を当町および埼玉県商工会連合会等の関係機関と速やかに情報共有を行い、以下の応急対策を実施する。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害の状況	応急対策の方針
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	<ul style="list-style-type: none">・自身の安全を確保・地域被災者の人命救助への協力・被害状況の把握および報告・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。	<ul style="list-style-type: none">・被害状況の把握および報告・地域災害対策への協力・（特別）相談窓口の設置および応急支援業務の実施
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	・特別な対応なし

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

⑤当会と当町は災害時、以下の間隔で被害状況等を共有する。

時期	交換頻度
発生後～1週間	1日に2回程度共有する。※必要に応じて追加する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する。
3週間～1ヶ月	1週間に2回程度共有する。
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する。

※連絡は、電話・FAX・メール、携帯等を用いて行う。ただし、通常の連絡手段が使えない場合には当会が町役場を訪問し、直接被害情報等を報告する。

※埼玉県商工会連合会等の関係機関には、適時被害状況等を報告する。

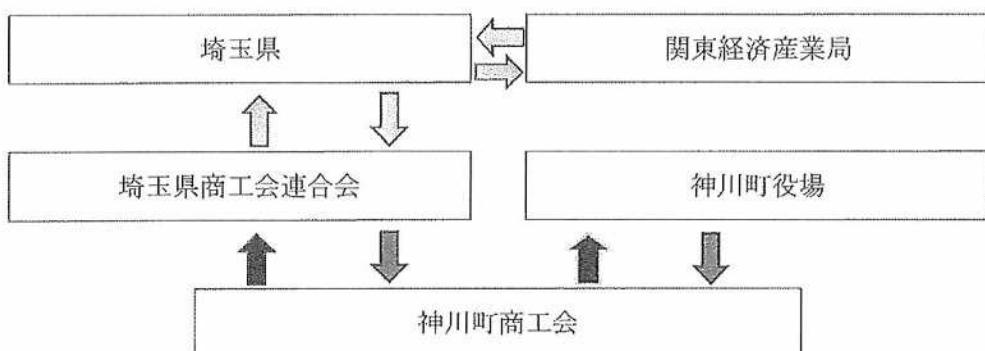
【脅威となる感染症】

- ①当町で取りまとめた「神川町新型インフルエンザ対策事業継続計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務（在宅勤務）を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。
- ②当会職員のいずれかが感染した場合は、保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。
- ③職員全員が感染するなど応急対策ができない場合は、当町および埼玉県商工会連合会等にも応援要請をして役割分担を決める。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動方針について決める。
- ③当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。
- ④当会と当町が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、当会または当町より埼玉県に報告する。
- ⑤感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて埼玉県に報告する。

(当会から見た連絡ルート)



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ①相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。

- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある地区内小規模事業者を対象とした支援策の提供や相談窓口の開設等を行う。

（5）地区内小規模事業者に対する復興支援

- ①埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ②被害規模が大きく、当会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県・埼玉県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制				
(2023 年 7 月現在)				
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">神川町商工会 事務局長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">神川町役場 経済観光課長</div>			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">神川町商工会（本部） 法定経営指導員</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">連携 連絡調整</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">神川町 経済観光課</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">確認 連携</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">神川町 防災環境課</div>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制				
①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 加藤 久仁子（連絡先は、後述（3）①参照）				
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）				
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先				
①商工会／商工会議所 神川町商工会 〒367-0245 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 900-4 TEL : 0495-77-3181 / FAX : 0495-77-2813 E-mail : kamikawa@syokoukai.jp				
②関係市町村 神川町役場 経済観光課 〒367-0292 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 TEL : 0495-77-0703 / FAX : 0495-77-3915 E-mail : kankou@town.kamikawa.saitama.jp				

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・周知活動費	50	50	50	50	50
・BCP対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、神川町補助金、埼玉県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
.	
.	
.	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
.	
.	
.	
連携体制図等	
①	
②	
③	